

## 第8章 廃棄物・資源循環

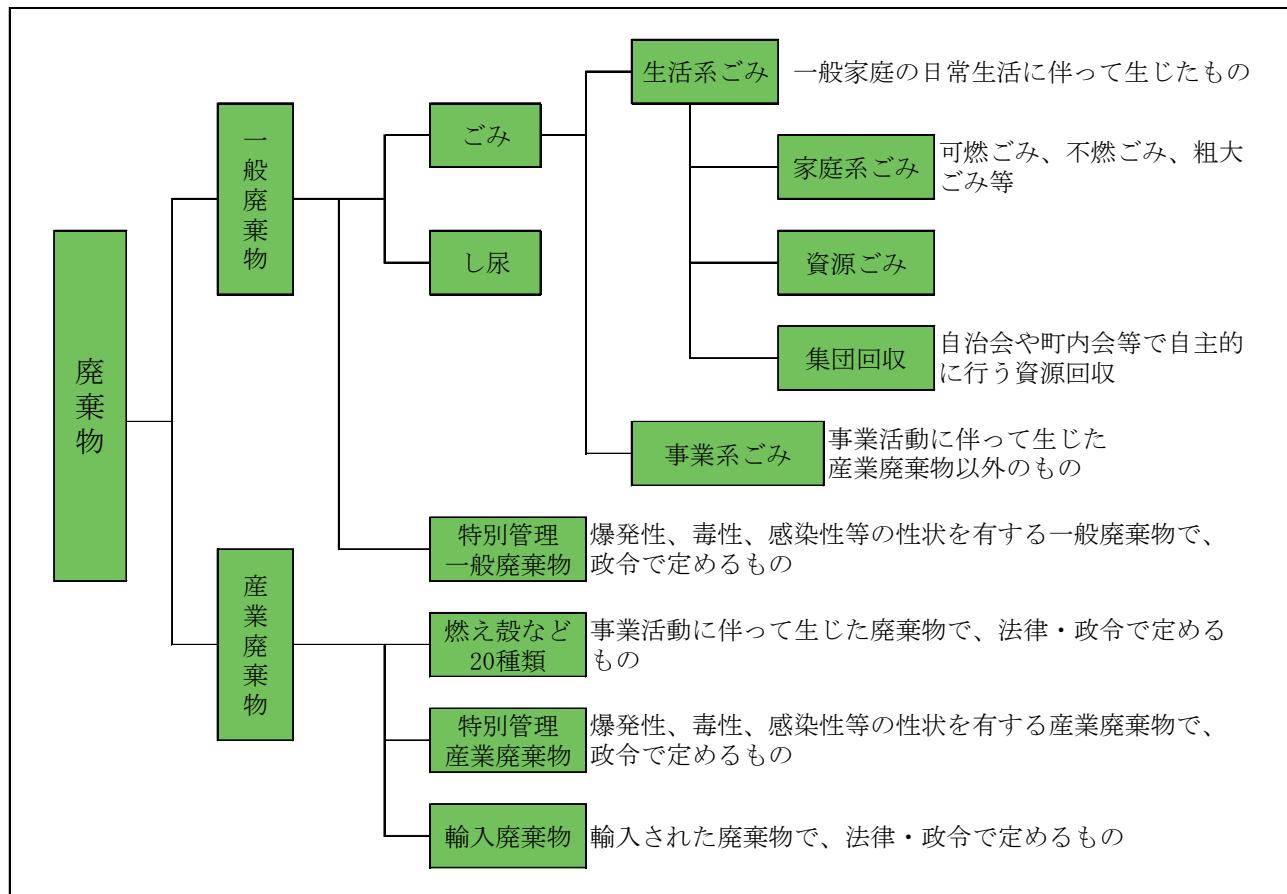
### 第1節 環境の状況

#### 1 廃棄物とは【資源循環推進課】

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になつたものをいいます。家庭等から発生する

ごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴つて発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます（図8-1-1）。

図8-1-1 廃棄物の分類



（資料）環境局作成

#### 2 一般廃棄物【資源循環推進課】

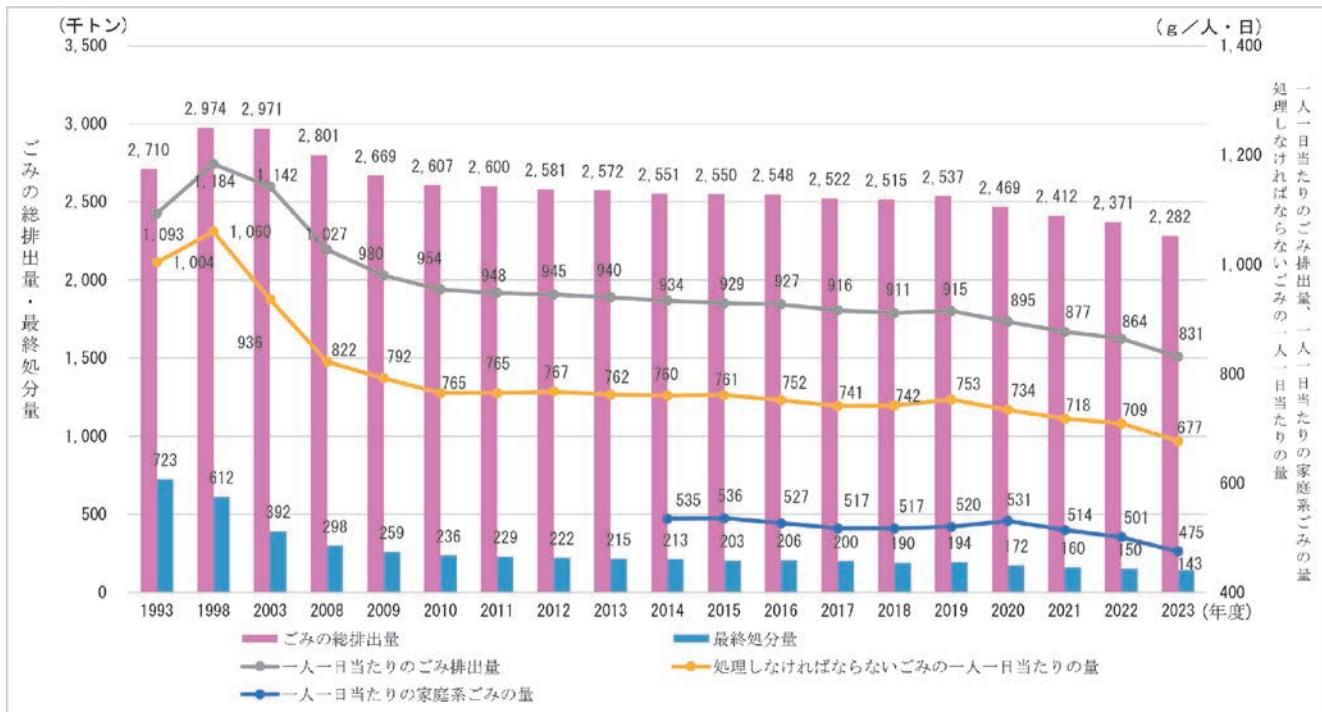
し尿やごみなどの一般廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔に保つことは、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る上で重要な課題であり、市町村の自治事務とされています。

##### （1）ごみの処理

2023年度における本県のごみの総排出量（集

団回収量を含む）は228万2千トンで、県民1人1日当たりに換算すると831gでした。ごみは焼却処理やリサイクルなどにより減量化されるため、最終的に埋立処分される量は14万3千トンで、これは近年減少傾向にあります（図8-1-2）。

図 8-1-2 ごみの総排出量と最終処分量の経年変化



(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注2) 「一人一日当たりの家庭系ごみの量」とは、「ごみの総排出量」から「事業系収集ごみ量」、「生活系資源ごみ量」及び「集団回収量」を除き、一人一日当たりに換算した値をいう。

(注3) 本表の計算根拠となる人口は、住民基本台帳人口を使用（2007年から2011年までは外国人登録人口を含む）。

(資料) 環境局調べ

## (2) ごみの資源化

2023年度の県内のごみの総資源化量は50万4千トンと前年度に比べ2万2千トン減少し、

ごみのリサイクル率は22.1%と、前年度に比べ0.1%減少しました。（図8-1-3）

図 8-1-3 総資源化量とリサイクル率の経年変化



(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

(注2) 「リサイクル率」 = (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100

(注3) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある

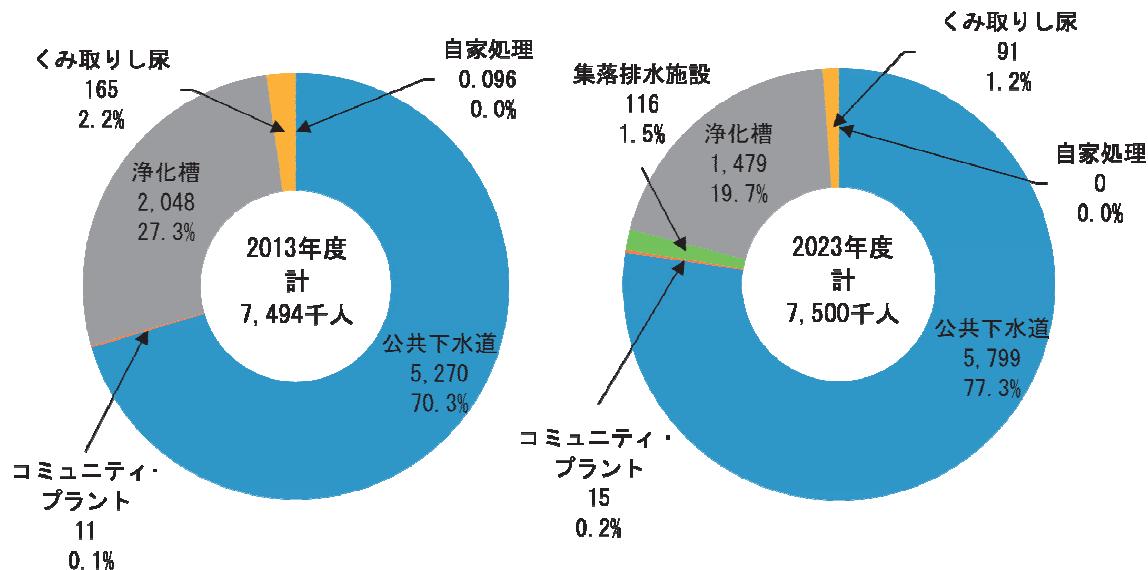
(資料) 環境局調べ

### (3) し尿の処理

2023年度における本県のし尿処理の人口割合を処理方法別に見ると、下水道による処理が77.3%、浄化槽（単独処理浄化槽を含む）による処理が19.7%、集落排水施設が1.5%、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）による

処理が0.2%、くみ取りし尿の収集（一部自家処理を含む）が1.2%で、全体の水洗化率（下水道、浄化槽、集落排水施設及びコミュニティ・プラントを使用している人口の割合）は98.8%となっています（図8-1-4）。

図8-1-4 し尿処理の内訳（単位：千人、人口割合）



（注1）本表の計算根拠となる人口は、住民基本台帳人口を使用。

（注2）端数の処理上、合計が100%にならない場合がある。

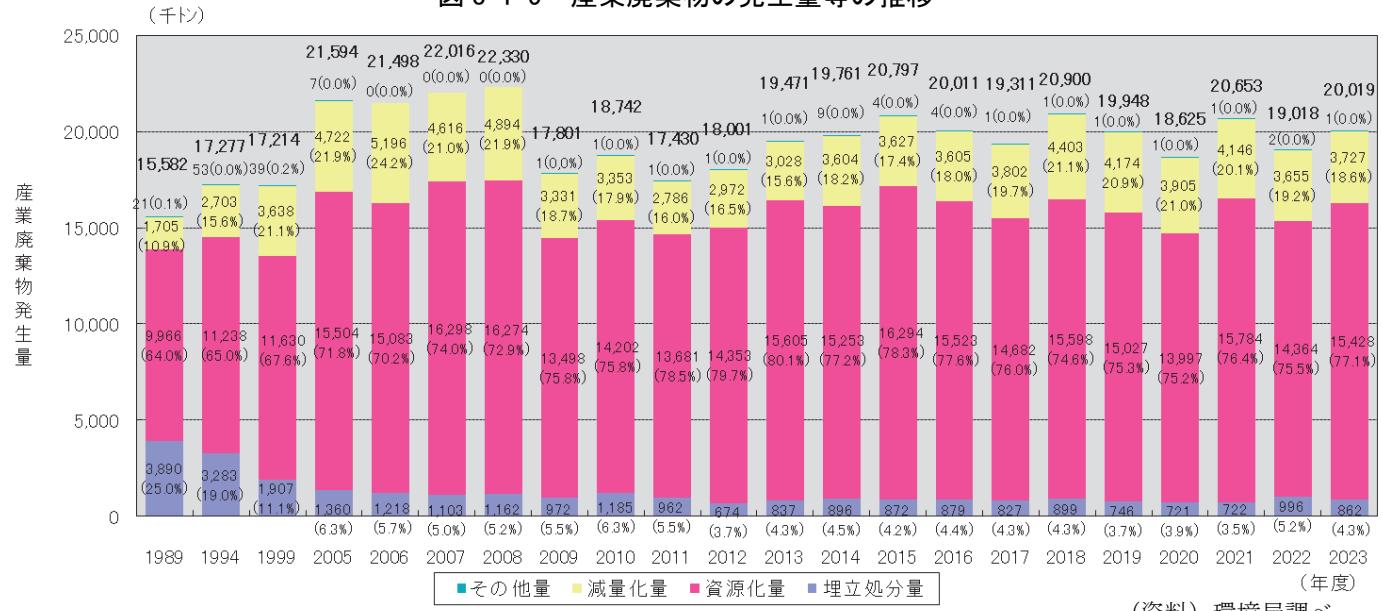
（資料）環境局調べ

### 3 産業廃棄物【資源循環推進課】

2023年度の産業廃棄物の発生量、中間処理

による減量化量、資源化量は前年度に比べ増加、埋立処分量は減少しています（図8-1-5）。

図8-1-5 産業廃棄物の発生量等の推移



（資料）環境局調べ

#### 4 各種リサイクル法等【資源循環推進課】

大量生産・大量消費型の経済社会活動を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、2000年6月に循環型社会形成推進基本法が制定され、この法とともにリサイクルを促進する各種の法律が整備されました。

これらの法律は、国、地方公共団体、事業者及び消費者がそれぞれに担うべき責任と果たしうる役割についての理解を深め、相互の協力のもと総合的かつ計画的に資源を有効利用することにより持続可能な発展を目指すものです。

各種リサイクル法の状況は以下のとおりです。

#### (1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、廃棄された商品の容器や包装の再商品化を促進するために定められた容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下本章において「容器包装リサイクル法」という。2000年4月1日完全施行）に基づき「愛知県分別収集促進計画（第10期）」（計画期間：2023年度～2027年度）を2022年10月に策定し、容器包装廃棄物の分別収集を推進しています。県内における2023年度の市町村分別収集の状況は表8-1-1のとおりです。2023年度の県内の分別収集量は153,803トンと、前年度の160,127トンと比べ4.0%の減少となっています。

表8-1-1 容器包装の分別収集状況

		2022年度分別収集実績量 (トン)	2023年度分別収集実績量 (トン)	実施市町村数
ガラスびん	無色	15,598	15,104	49
	茶色	10,866	10,471	49
	その他	8,169	7,595	54
ペットボトル		21,315	21,804	54
他のプラスチック製容器包装		61,873	59,862	53
スチール缶		6,738	5,881	54
アルミ缶		4,113	3,794	52
段ボール		18,229	17,242	53
紙パック		779	758	49
他の紙製容器包装		12,447	12,291	21
計		160,127	153,803	—

(注1) 2024年3月末市町村数=54市町村

(注2) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(資料) 環境局調べ

#### (2) 家電リサイクル法【資源循環推進課】

**特定家庭用機器再商品化法**（以下本章において「家電リサイクル法」という。2001年4月1日完全施行）では、家庭や事業所から排出される廃家電の効果的なリサイクルを図ることを目的に、排出者（消費者、事業者）の収集・運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者における排出者からの廃家電の引取り及び製造業者等への引渡し並びに製造業者等によるリサイクルを義務付けています。対象家電としては、テレビ、

洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンが指定されています。

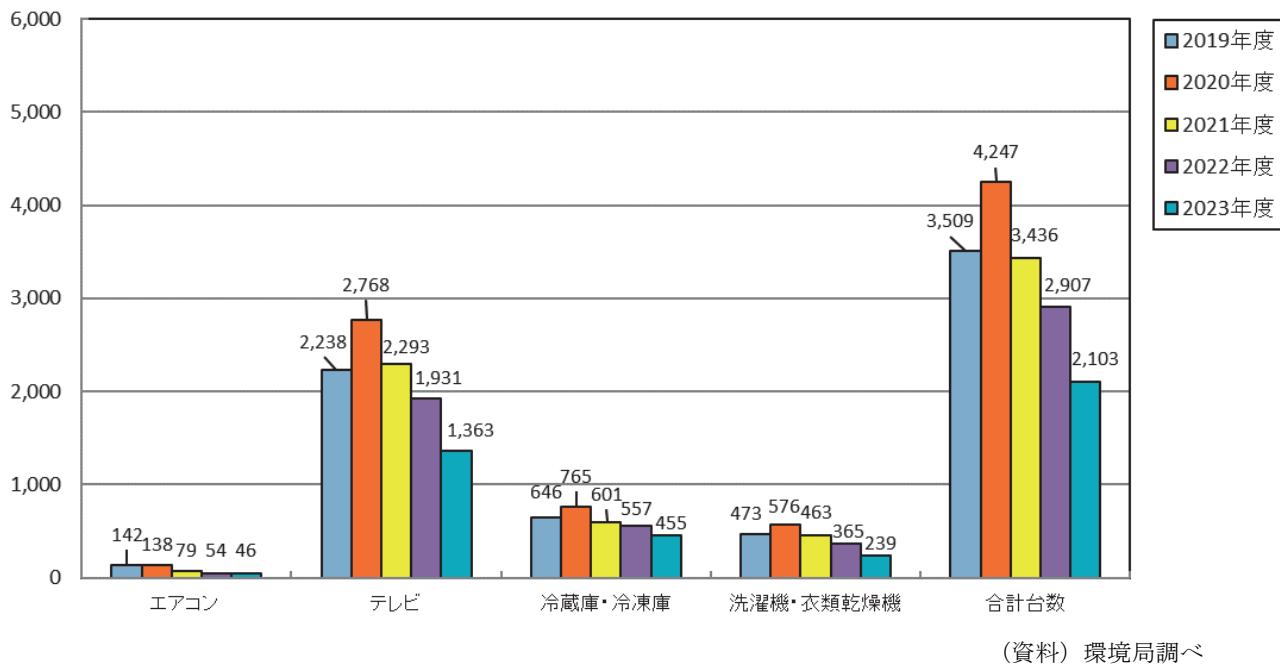
家電リサイクル法の施行により、これら廃家電のリサイクルが進む一方、収集・運搬及びリサイクル料金の負担を免れるための不法投棄が問題となっています。最近5か年の不法投棄台数は図8-1-6のとおりです。

なお、不法投棄問題に対しては、2009年度から、（一財）家電製品協会により、廃家電の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された

廃棄物を回収し製造業者等に引き渡す事業を実施する市町村への不法投棄未然防止事業協力が行われており、2023年度においては、名古屋市、

豊橋市、安城市、蒲郡市、常滑市、小牧市、大府市、豊明市、日進市、田原市、清須市、東郷町、南知多町で実施されています。

図 8-1-6 家電の不法投棄台数



(資料) 環境局調べ

### (3) 食品リサイクル法【食育消費流通課】

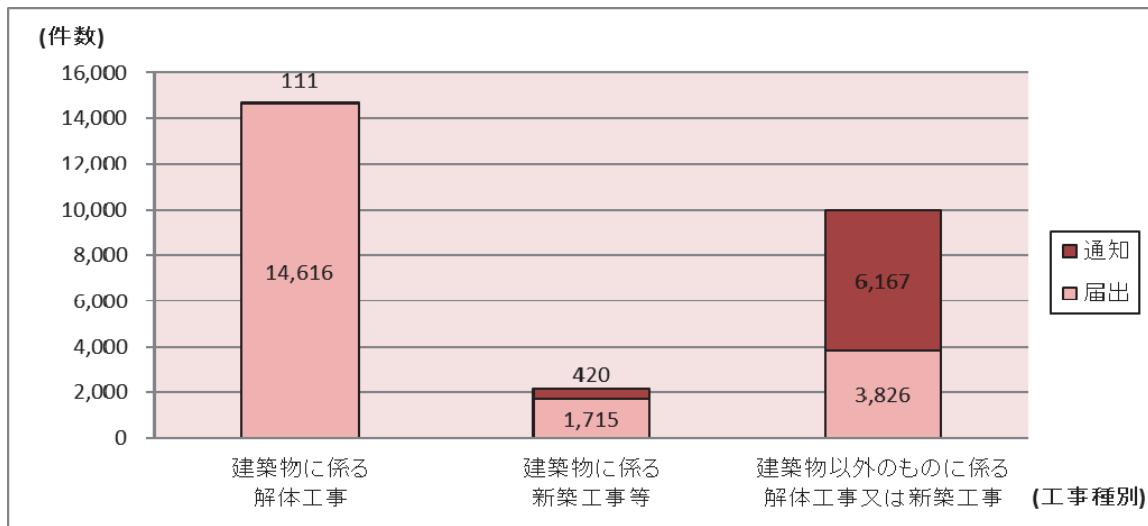
#### 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法

律（以下本章において「食品リサイクル法」という。2001年5月1日完全施行）は、食品の売れ残り、食べ残しや食品の製造過程において大量に発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の飼料や肥料等の原材料への再生利用等を促進するよう定めています。

### (4) 建設リサイクル法【建築指導課、建設企画課】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法  
律（以下本章において「建設リサイクル法」という。2002年5月30日完全施行）に基づき、建築物等を解体等する場合には分別解体及び再資源化が義務付けられています。また、建設工事の発注者及び受注者には分別解体及び再資源化に係る届出・契約等の手続きが義務付けられています（2024年度の本県内の届出・通知件数は図8-1-7のとおり）。

図 8-1-7 県内の建設リサイクル法届出・通知実績（2024 年度）



(資料) 建築局調べ

**(5) 自動車リサイクル法【資源循環推進課】**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下本章において「自動車リサイクル法」という。2005 年 2 月 1 日完全施行）に基づき、使用済自動車に関する引取業又はフロン類回収業を行う

者については知事等への登録が、また、解体業及び破碎業を行う者については知事等の許可が必要です。2024 年度末での登録・許可件数は表 8-1-2 のとおりです。

表 8-1-2 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

所管	引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破碎業者	計
愛知県	445	249	178	18	890
名古屋市	257	68	20	7	352
豊橋市	60	29	15	10	114
岡崎市	72	27	8	4	111
一宮市	55	21	8	4	88
豊田市	51	19	8	3	81
計	940	413	237	46	1,636

(注) 2025 年 3 月末現在、いずれも 5 年で更新が必要。

(資料) 環境局調べ

**(6) 小型家電リサイクル法【資源循環推進課】**

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下本章において「小型家電リサイクル法」という。2013 年 4 月 1 日施行）は、金、銀などの貴金属やリチウム、コバルトなどのレアメタルを多く含む使用済小型家電の多くが、リサイクルされることなく、廃棄物として処分されているため、その再資源化を促進するため

制定されたものです。

制度の概要は、一般家庭などで使用済となつた携帯電話やデジタルカメラ等（制度の対象は 28 品目）を市町村や小売業者が分別収集し、国が適正なリサイクルを行うことができる者として認定した事業者（認定事業者）等に引き渡すことに努めるものです。

## (7) プラスチック資源循環促進法【資源循環推進課】

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下本章において「プラスチック資源循環促進法」という。2022年4月1日施行）は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、製品の設計からプラスチック廃棄物の処

理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の促進（3R+Renewable）を促進するため制定されました。

従来の各種リサイクル法が、製品に着目したものであることに対し、プラスチック資源循環促進法はプラスチックという素材自体に着目した法律となっています。

## 第2節 廃棄物・資源循環に関する施策

### 1 循環型社会の形成【資源循環推進課】

本県の資源循環の更なる加速化を図り、新たな価値を創出しながら世界をリードする循環ビジネスへと進展していくためには、これまでの3Rを核とした取組に加え、採取した資源を有效地に循環利用し、資源投入量、廃棄物発生量を限りなく小さくする「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への転換が必要です。

サーキュラーエコノミー型の循環ビジネスでは、製品の設計・生産・利用・リサイクルなどの企業活動の一連のつながりであるサプライチェーンだけでなく、この一連のつながりの中での価値の創出を重視する「バリューチェーン」全体で、製品やサービスの価値や資源を有效地に循環利用する重要性について共通認識を持ち、取組を進めることが重要です。

日本のモノづくりをリードする本県では、企業活動等による資源投入も多いことから、他の地域にも増してサーキュラーエコノミーへの転換に積極的に取り組むことが必要です。

こうした中、県では2022年3月に「あいちサ

ーキュラーエコノミー推進プラン」を策定し、サーキュラーエコノミーへの転換と3Rの高度化による循環ビジネスの進展を図っています。

#### （1）サーキュラーエコノミー推進モデルの展開

##### ア サーキュラーエコノミー推進モデルの創設

本県の産業特性や産業廃棄物の品目ごとの循環利用率などを勘案し、サーキュラーエコノミー型の循環ビジネスへの転換をけん引する役割を担うものとして、6つの推進モデルを創設し、取組を促進します（表8-2-1）。

##### イ プロジェクトチームの設立

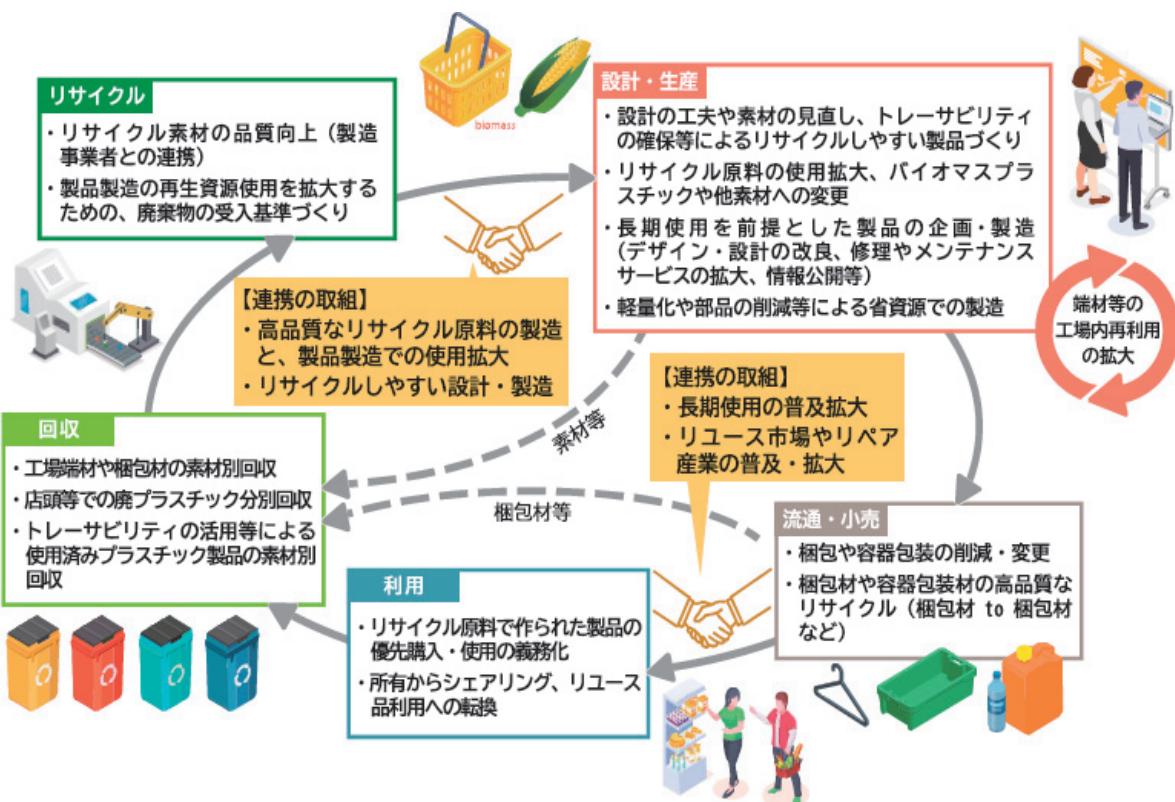
2022年度には、プラスチックや太陽光パネル等、プランに掲げた6つの推進モデルの具体化に向け、事業者や有識者、行政で構成する7つのあいちサーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設立しました（表8-2-2）。

PTでは参画事業者が連携し、チーム内での合意を図りながら、モデルの事業化検討を進めます。

表 8-2-1 6つの推進モデル

<p><b>■ プラスチック循環利用モデル</b></p> <p>廃プラスチックのマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの利用を高めつつ、プラスチックの価値を維持する技術や仕組みを構築</p>	<p><b>■ リペア・リビルドモデル</b></p> <p>長期利用される生産機器や工作機械、事業用空調設備、建築物などの長期使用に向けたリペアが行いやすい仕組みづくり、リビルト技術の普及を推進</p>
<p><b>■ 太陽光パネル循環利用モデル</b></p> <p>太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース製品としての活用や処理施設と連携した処理体制の構築、再生ガラスの循環利用に向けた用途開発を推進</p>	<p><b>■ 食品循環利用モデル</b></p> <p>バリューチェーン全体で食品リサイクルによる飼料化や肥料化の取組を進めるとともに、性質・性状に応じた適正や食品廃棄物の循環利用を推進</p>
<p><b>■ 繊維・衣類循環利用モデル</b></p> <p>県内の繊維産業による古くからのリユースやリサイクルの取組を活用し、繊維製品のライフサイクルを通じた循環利用を構築</p>	<p><b>■ 未利用木材循環利用モデル</b></p> <p>未利用木材のマテリアルからエネルギーまでの段階的な利用やプラスチックから木材への代替など木質バイオマスの利用を推進</p>

図 8-2-1 具体化のイメージ(プラスチック循環利用モデル)



(資料) あいちサーキュラーエコノミー推進プラン（愛知県）第5章

表 8-2-2 あいちサーキュラーエコノミー推進 PT の一覧 (2025 年 3 月末時点)

PT	推進モデル	目的・ねらい	参画事業者
PT①	プラスチック循環利用モデル	廃プラスチックのマテリアルリサイクルの拡大	愛知プラスチックス工業(株)、(株)アルペン、いその(株)、永一産商(株)、永興物産(株)、川上産業(株)、三陽化学(株)、(株)ダイセキ、大和エネルフ(株)、中部電力(株)、(株)動力、トーエイ(株)、TOPPAN(株)、日東工業(株)、(有)原野化学工業所、(有)古谷商店、ホーユー(株)、三井屋工業(株)、リサイクルテック・ジャパン(株)、岡崎市(20事業者)
PT②	プラスチック循環利用モデル	プラスチック代替となるバイオマスプラスチックの普及拡大	アサヒユウアス(株)、(株)おとうふ工房いしかわ、金城学院大学、(株)小糸屋、(一社)循環資源再生利用ネットワーク、(株)大洋プラスチックス工業所、トルムスイニシエイト(株)、(株)ハーツ、(株)FabCafe Nagoya、三井化学(株)、(株)メニコン、岩倉市、岡崎市、蒲郡市(14事業者)
PT③	太陽光パネル循環利用モデル	2040年頃の大量廃棄を見据えた太陽光パネルの循環利用	愛知海運(株)、(有)飯室商店、石塚硝子(株)、AGC(株)、加山興業(株)、京セラ(株)、(株)シーエナジー、新英金属(株)、(株)ダイセキ環境ソリューション、中部電力(株)、トーエイ(株)、(株)浜田、リクシア(株)、リサイクルテック・ジャパン(株)、岡崎市(15事業者)
PT④	繊維・衣類循環利用モデル	資源回収されていない衣類の再資源化	(株)エス・エヌ・ティー、(株)サンユニフォーム、(株)シキボウ江南、(株)ダイセキ、高末(株)、豊島(株)、hap(株)、(株)BPLab、矢作建設工業(株)、岡崎市、蒲郡市(11事業者)
PT⑤	リペア・リビルドモデル	リペア・リビルド技術の活用による設備・部品の長寿命化	加山興業(株)、(株)小糸屋、サハシ特殊鋼(株)、住友建機販売(株)、(株)ダイセキ、日本エンジン(株)、(株)ビジネスサポートOJT、芙蓉総合リース(株)、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株)(9事業者)
PT⑥	食品循環利用モデル	2025年3月に廃食用油利活用PTを解散し、事業系食品ロスを主なテーマとした新たなPTの設立を検討中。	
PT⑦	未利用木材循環利用モデル	木質廃棄物や未利用森林資源を有効利用するビジネスの創出・拡大	愛知海運(株)、(NPO)アースワーカーエナジー、(株)エム・イー・ティー、サハシ特殊鋼(株)、(一社)食品リサイクル推進協議会、(株)ダイセキ、TOPPAN(株)、(株)富田組、(株)豊竹、フルハシEPO(株)、三井屋工業(株)、(株)ミヨオーガニック、(株)MEISEI、岡崎市(14事業者)

※ PT①、③の詳細はクローズアップ参照

## クローズアップ

プラスチック循環利用モデルプロジェクトチームによる  
新たな再生利用の取組が各地域で進んでいます

プラスチック循環利用プロジェクトチーム（以下「PT①」という。）は、全日本空輸（株）及び中部国際空港（株）と協働して、航空貨物の輸送時に空港で利用した梱包用プラスチックフィルムの一部を空港でごみ袋として再利用する取組を2024年7月にスタートしました。この取組をきっかけに、従来廃棄されていた軟質プラスチックをポリ袋として再生し、活用する取組が各地域で進んでいます。

## &lt;取組例&gt;

## 長久手市

PT①に参画する日東工業（株）（長久手市）の工場から出る使用済み軟質プラスチックを、工場内で素材に応じて選別した後、PT①メンバーが連携して再生ポリ袋を製造しました。本製品は、同社の本社がある長久手市に寄贈され、長久手市役所から排出される事業系ごみの収集袋や市民による清掃活動において活用されています。



工場から出る使用済み軟質プラスチック



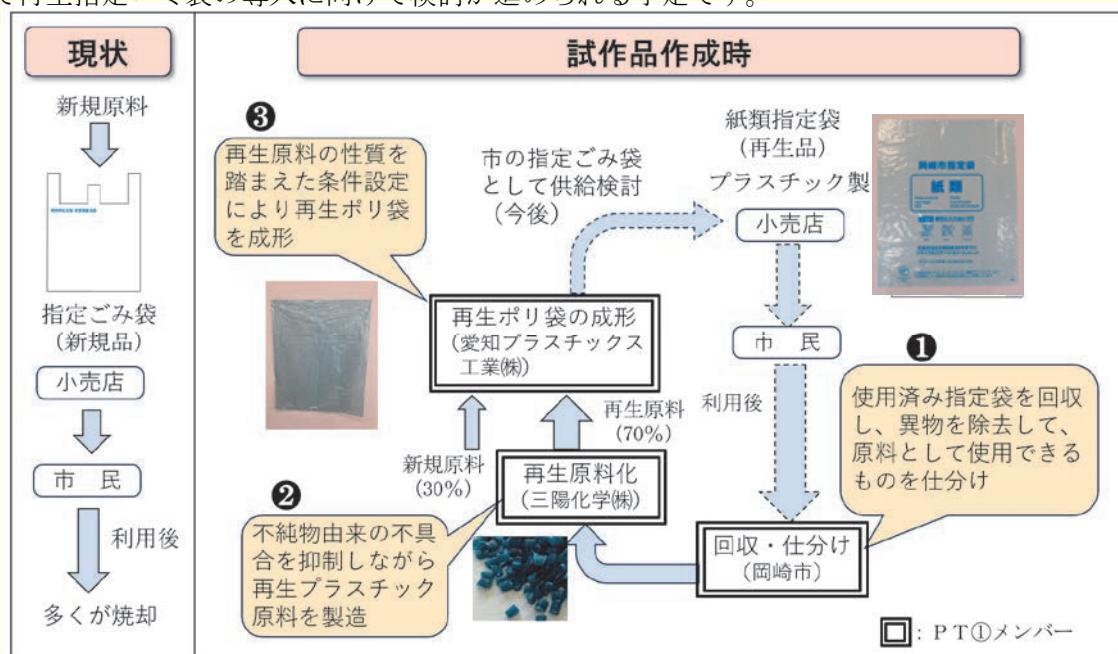
長久手市に寄贈された再生ポリ袋



再生ポリ袋を活用した市民による清掃活動

## 岡崎市

PT①に参画する岡崎市の指定ごみ袋のうち「紙類指定袋」を回収し、PT①メンバーが連携して再び指定ごみ袋を製造する「指定ごみ袋 to 指定ごみ袋」の試作を行いました。今後、岡崎市で再生指定ゴミ袋の導入に向けて検討が進められる予定です。

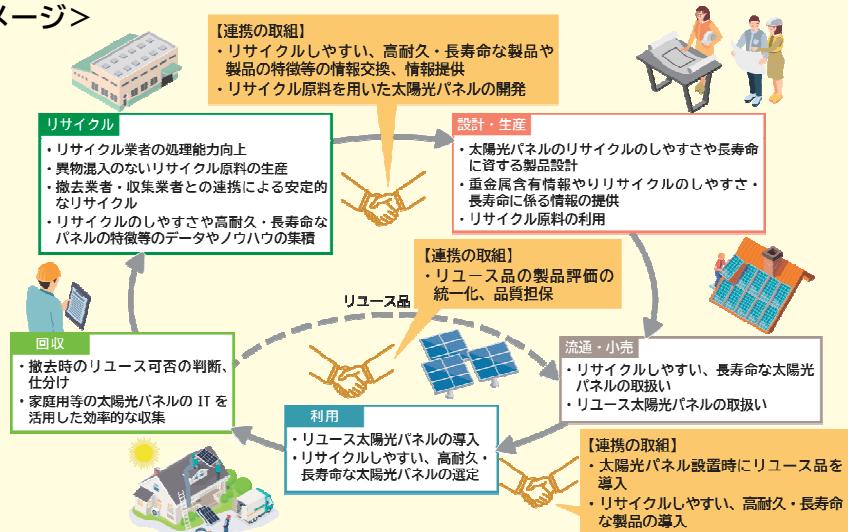


## クローズアップ

太陽光パネル循環利用モデルプロジェクトチームによる  
太陽光パネルのガラス循環の取組が進んでいます

将来の太陽光パネルの大量廃棄を見据え、太陽光パネルの価値をできるだけ長く維持するため、リユースやリサイクルを円滑に行える仕組みを整えることで、リユース利用の増加、資源化率の高いリサイクルによる最終処分量の最小化を目指す、太陽光パネル循環利用モデルを創設しました。

## &lt;モデルのイメージ&gt;



このモデルの具現化を図るため、太陽光パネル循環利用プロジェクトチーム（以下「PT③」という。）では、太陽光パネルのガラスのリサイクルに取り組んでいます。

## &lt;取組例&gt;

PT③に参画する加山興業(株)、リサイクルテック・ジャパン(株)、(株)浜田及び中電ソザイテラス(同)は、太陽光パネルのリサイクルを行っています。リサイクル施設で再生原料化したガラスを100%利用して、石塚硝子(株)（岩倉市）、金城学院大学（名古屋市）及び北洋硝子(株)の協働により試作品が完成しました。今回の試作によって、多様な設備と手法で処理した様々なメーカーの太陽光パネルのガラスを原料としても、問題なくガラス製品に再生できることが分かりました。



太陽光パネルのリサイクル施設（加山興業(株)）

使用済み太陽光パネルのガラスを  
100%原料とした装飾品

## (2) 循環ビジネスの振興支援

### ア あいち資源循環推進センターの運営

循環型社会の形成を推進するための産・学・行政の連携・協働拠点として、2006年に設置した「あいち資源循環推進センター」（県庁西庁舎7階）では、環境技術や循環ビジネスに関する豊富な知識や経験を持つ循環ビジネス創出コーディネーターを民間からの派遣により配置し、循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導を行うなど様々な事業を展開しています。

また、県庁西庁舎1階には展示コーナーを設け「愛知環境賞」で表彰した事例などのPRを行っています。



県庁西庁舎1階の  
展示コーナー

### イ 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助制度（循環型社会形成推進事業費補助金）等の運用

県では、2006年度から、産業廃棄物税を財源として、先導的で効果的なリサイクル事業の事業化に要する経費の一部を補助しています。

2023年度からは、あいちサーキュラーエコノミー推進プロジェクトチームにより実施する事業について、補助率を上乗せしています。

2024年度は、リサイクル関係設備整備事業に6件、排出抑制関係設備整備事業に5件、プラスチック関係設備整備事業に3件、循環ビジネス事業化検討事業に8件の合計22件に対して補助を行いました（表8-2-3）。

表 8-2-3 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助実績（2024 年度）

区分	事業主体	事業の名称
リサイクル関係施設整備事業	加山興業（株）	木くず、プラスチック等の混合廃棄物のリサイクル事業。 AI 画像認識技術を活用したロボット選別機の導入により、従来に比べ高精度かつ高効率で分別を可能とする。
	（株）シキボウ江南	回収した纖維製品のマテリアルリサイクル事業。 粉碎機の導入により、纖維を微粉碎し、樹脂の補強材として再資源化を実現する。
	（株）鈴六	回収した反物（ロール状の生地）のリサイクル事業。 独自開発した裁断機の導入により、大量処理を可能とし、ウエス（機械用雑巾）原料等への再資源化を実現する。
	（株）豊竹	廃棄されている竹のアップサイクル事業。 粉碎機等の導入により、効率的に竹を粉碎、纖維化させバイオプラスチック原料としての利用を可能とする。
	（有）マイホウ	自動車に利用された樹脂絶縁物付きモーターステータ屑のリサイクル事業。 独自開発した樹脂除去装置の導入により、ステータに使用する銅、鉄、樹脂に分別し、再資源化を実現する。
	八熊 <sup>めつき</sup> 鍛金工業（株）	半導体製造時に生じる金属廃棄物のリサイクル事業。 産学共同で開発した金属回収機の導入により、高純度かつ高回収ですす、ニッケルの回収を可能とする。
排出抑制関係設備整備事業	AGC（株）愛知工場	従来の工程に付着部品等の不純物を分離する設備を導入することで、ガラスの再利用を実現する。
	協和工業（株）	独自開発したプレス穴ヌキ工法の導入により、従来の切削工法に比べ、切粉や切削油等の廃棄物発生を大幅に抑制することを可能とする。
	（株）サンユニフォーム	作業着の在庫管理システムを導入することで、事業所の中古制服を代行して保管・リペアし有効活用かつ長寿命化するための循環型管理フローを構築する。
	創嘉瓦工業（株）	瓦焼成前の外観検査工程において、開発した画像処理判定システムを導入することで、後工程で発生する製品不良による廃棄物発生を大幅に抑制することを可能とする。
	ユタカフーズ（株）	独自開発した乾燥設備の導入により、従来に比べ乾燥効率を大幅に改善するとともに、廃水処理設備で発生する脱水汚泥を菌体肥料化し、廃棄物抑制を実現する。
プラスチック関係設備整備事業	アイシン辰栄（株）	PMMA（アクリル）樹脂廃材の再資源化事業。 再生ペレット製造システムの構築により、従来困難とされてきた PMMA 樹脂廃材の水平リサイクルを実現する。
	共和産業（株）	自動車内装部品の水平リサイクル事業。 成形パージや工程不良等の異材質・コンタミを治工具や金属検出機、専用粉碎機等のシステムで管理・排除することで、機能低下を抑制し水平リサイクルを可能とする。
	明文産業（株）	中赤外線による光学式選別機の導入により、自動車や家電等で使用された黒色系混合廃プラスチックを高純度で選別し、高品質のアップサイクルを実現する。

表 8-2-3 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助実績（2024 年度）（続き）

区分	事業主体	事業の名称
循環ビジネス事業化検討事業	愛知海運（株） (株) 豊竹	竹の安定的な供給体制の確保から製品化まで竹ビジネスの事業化を調査・検討する。
	(株) 稲垣木材店	林業、農業等の地域事業者と連携し、間伐や建築資材の端材など未利用木材を活用した小規模発電、チップ加工等の事業化検討する。
	AGC（株）	太陽光パネル由来のガラスカレットの高度リサイクル技術を検討する。
	オオブユニティ（株）	食品、木質の各再エネ施設から排出される残渣を活用した肥料化事業を検討する。
	(株) おとうふ工房いしかわ	豆腐のプラスチック製容器を回収し、それを原料としたリサイクル製品を開発する。
	グリーンサイクル（株）	使用済み冷蔵庫のガラス付き扉のリサイクルを可能とするため、異種材料と結合したガラスの分離技術を開発する。
	(株) ダイセキ 日本エンジン（株）	廃食用油バイオディーゼル燃料の自動車利用促進に向けた実証実験と事業体制を構築する。
	トミタパックス（株）	災害時に活用できる竹を原料とする活性炭を用いた防災用脱臭トイレ及び静菌衣類ケースを開発・事業化検討する。

#### ウ 愛知環境賞の実施

県では、資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」を 2005 年から実施しています。

「2025 愛知環境賞」では、応募のあった 45 件の事例に対して、先駆性・独創性、資源循環や環境負荷低減の効果、社会全体の環境行動促進に向けた啓発・波及効果やアピール度、行政施策との連携や協働可能性などの観点から、県及び有識者、マスコミ、産業界の方々が審査を行い、金・銀・銅賞、中日新聞社賞、名古屋市長賞及び優秀賞を合わせて 15 件を表彰しました（表 8-2-4）。

この賞は、実施済みの優良取組を表彰し広く

社会に広めるとともに、計画段階にある取組についても表彰の対象としており、その実現のための支援を行うという特色も持っています。また、この表彰を通じて、企業や団体の資源循環や環境負荷低減に対する取組の促進と意識啓発を図っています。



愛知環境賞表彰式の様子

表 8-2-4 「2025 愛知環境賞」受賞者一覧（2025年2月13日表彰）

賞の種類	受賞者	受賞名称
金賞	大同特殊鋼(株)	炉体旋回式電気炉「STARQ®（スターク）」をはじめとした高機能製品開発によるサステナブル社会への貢献
銀賞	三和油化工業(株) 中部国際空港(株) 全日本空輸(株)中部空港支店 /ANA 中部空港(株) 大和エネルフ(株) 三陽化学(株) 愛知プラスチックス工業(株)	リン酸廃液のリサイクルによる資源確保及び農福連携による地域共生社会への貢献 空港会社、航空会社、プラスチック回収・原料化・成形事業者の連携によるサーキュラーエコノミー型の循環モデル
銅賞	日東工業(株)	気候変動に適応し、安全・安心で長く使える電気設備の製品開発
中日新聞社賞	(一社)BUN-KAI	持続可能な竹林整備活動モデルの構築と地域活動の醸成
名古屋市長賞	プラザー工業(株)	加工領域拡大とコンパクト設計を両立し、省エネ化と高生産性を実現した自動切削加工機「SPEEDIO」（スピードイオ）でGXに貢献
優秀賞	愛知海運(株)	太陽光パネルのメーカーと協働した高度分離技術によるガラス等の再資源化事業
	(株)INUI	工業炉用断熱材アルミナファイバーの加工時に発生する端材のリサイクル事業の確立
	大府市環境パートナーシップ	パートナーシップ活動を生かした環境分野における「学び、気づき、行動する市民・事業者」の創出と育成
	(株)おとうふ工房いしかわ	国産大豆を使った豆腐製造からなる環境に配慮した豆腐サプライチェーンの構築及び環境教育活動
	喜栄丸カベヤ水産加工	未利用深海魚を原料とした魚醤とふりかけの商品開発・普及活動による地域貢献
	(株)三五	広める、広がる三五の自然共生～自然と共生するひとりづくりの実践～
	大豊工業(株)	世界初の超低エネルギー排水処理システム「アクアブレイナ」で大幅なCO <sub>2</sub> 削減
	中央精機(株)	工場排熱を利用した熱音響冷却システム「ONE-LOOP」の開発
	八百富(株) 八百富農園(株)	「有機農産物の生産」と「販売における廃食油回収」と「リサイクル」のビジネスモデル

### (3) 人材育成・情報発信

#### ア あいち環境塾の開講

企業、大学、行政など各分野での持続可能な社会づくりのリーダーを育成するため、2008年度から「あいち環境塾（塾長：愛知県副知事）」を開講しています。

この塾は、講師陣に大学、研究機関、マスコミ等の分野で活躍する第一線の方々を迎え、講義、ディスカッション等を通して塾生が互いに切磋琢磨し、持続可能な社会の形成という目標を共有する仲間づくりができるクリエイティブ

な場を目指しています。

2024年度は7月から12月まで全13日間のカリキュラムを実施し、19名が卒塾しました。

また、卒塾生に、まちづくり、環境保全、環境教育などの地域課題を解決する持続可能な社会づくりのリーダーとして積極的に活動していただくため、2019年度から卒塾生の地域実践活動を支援する取組を実施しており、2024年度は、2件の卒塾生実践活動に取り組みました。

さらに、卒塾生有志の方や塾の運営に関わるチューター、スタッフが中心となって設立した

NPO 法人 AKJ 環境総合研究所では、持続可能な地域を形成することを目的に ESD ワークショップを開催するなど、卒塾生が活躍しています。

#### イ あいちの環境ビジネス発信事業の実施

大型展示会において、県内企業が開発した 3R 製品やサーキュラーエコノミー製品、省エネルギー等の優れた環境技術を紹介する場を提供することで、愛知の環境力の発信及び出展者の販路拡大を支援しています。

#### ウ あいち資源循環ナビの運用

あいち資源循環ナビは、2021 年 4 月から運用を開始した、資源循環に関する情報発信・情報交換を目的とした Web ページです。

この Web ページでは、循環資源の提供事業者と再生・利用事業者のマッチングを支援する「循環資源事業者マッチングシステム」を運用するとともに、循環型社会形成推進事業費補助金や愛知環境賞の表彰事例を紹介しています。また、モノの始まりからリサイクルまで幅広く学習できるページを掲載しています。

#### (4) 多様な主体との連携

サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換に必要な施策や支援策について研究を進めるとともに、事業者の連携・交流を促進するため、サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会を開催しています。



サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会（現地見学会）

2024 年度は、サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換をテーマとしたビジネスセミナー、環境先進企業への現地見学会を開催し、多くの民間企業が参加しました。

### 2 愛知県廃棄物処理計画の推進【資源循環推進課】

県では、廃棄物の処理について、その減量化

や資源化を推進するとともに、最終的に残った廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法に基づき「愛知県廃棄物処理計画（2022～2026 年度）」を策定しています。

本計画は、循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3R の促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循環ビジネスの振興などに関する基本的な方向を定めています。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律において、都道府県が定めるべきものとされる「食品ロス削減推進計画」を含めた内容となっています。

#### 3 一般廃棄物【資源循環推進課】

##### (1) 一般廃棄物の処理

市町村や一部事務組合が行うごみの適正処理、再資源化に対し、県は「愛知県廃棄物処理計画」、「愛知県分別収集促進計画」、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」等を策定し、指導・支援を行っています。

また、市町村や一部事務組合が一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設等）を整備する際には、国の交付金（循環型社会形成推進交付金等）の窓口として監督・指導を行っています。

さらに、市町村や一部事務組合等が設置している一般廃棄物処理施設に対しては、立入検査を実施し、適正な維持管理を指導しています。

##### (2) 空き缶等ごみ散乱防止対策

県は、空き缶等ごみの散乱防止の普及啓発を目的とした空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例に基づき、毎年 5 月 30 日から 6 月 5 日までを「ごみ散乱防止強調週間」と定め啓発活動を行っており、2024 年度は、運転免許試験場来場者やトラック運転者に対する啓発資材の配布、県庁舎周辺の清掃活動を実施しました。

##### (3) 放置自動車対策

放置自動車の未然防止及び処理の迅速化を図るため、県では国等関係機関との連絡会議を設置しています。

なお、2024年度に市町村等が処理した放置自動車は615台でした。

#### (4) 一般廃棄物の減量化・資源化

ごみの減量化・資源化の推進には、県民、事業者、行政等多くの関係者が連携して取り組む必要があります。県は、事業者団体、消費者団体、女性団体、労働団体、県内市町村等112団体(2025年3月末現在)で構成する**ごみゼロ社会推進あいち県民会議**と連携・協力しながらごみのリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を取り組んでいます。

県民会議では、「**ごみゼロ社会推進あいち県民大会**」や研修会等を実施するとともに、①ごみ減量化対策、②ごみ再資源化対策、③不法投棄対策の三つの部会を設置し、ごみゼロ社会の形成推進に関する調査・研究や普及啓発に取り組んでいます。特に発生抑制対策として県内全域でレジ袋削減運動を展開しており、2007年度からレジ袋削減に取り組む小売店を認定する「**レジ袋削減取組店制度**」を開始し、2025年3月末現在、県内で222店舗がレジ袋削減取組店に登録しています。

また、2020年1月には、「捨てない・減らそう・変(替)えよう」の3つの柱のもと、消費者、事業者、行政それぞれが取り組むべき事項を取りまとめた「**あいちプラスチックごみゼロ宣言**」を発表し、県内全域でプラスチックごみゼロに向けた取組を推進しています。

#### (5) 食品ロスの削減

世界的な問題となっている、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」については、2019年5月24日に「**食品ロスの削減の推進に関する法律**」が成立し、10月1日に施行されました。

県では、事業者に対する廃棄物の適正処理と併せた食品ロス削減の指導や**3010運動推進キャンペーン**、**食品ロス削減イベント**などの取組を行うとともに、2016年度に関係10課室により設置した「**食品ロス削減に関する府内連絡会議**」において、関係課室の取組状況等について情報共有を図っています。

また、食品ロスの実態を把握し、より効果的な削減対策を進めるため、家庭や事業者から排出される食品ロス量に関する調査を実施しました。さらに、動画やゲームを通して、食品ロスの問題について学び、普段の生活でできることを考え、実践につなげる環境学習プログラムを活用し、食品ロス削減の普及啓発に取り組んでいます。

こうした中、2022年2月には、「**愛知県食品ロス削減推進計画**」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取組を進めいくこととしています。その取組の一つとして、2022年11月に「**あいち食品ロス削減パートナーシップ制度**」を創設しました。(2025年3月末現在18事業者)

#### (6) 海洋ごみ対策の推進

海岸には日々、流木や生活ごみなどが漂着し、良好な景観や環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼしています。また、沿岸海域を漂流するごみについては、漁業への障害や生物への影響などが指摘されており、特に海洋プラスチックごみについては、誤食や絡みつき等により、命を落とす生物もいます。さらに微細なマイクロプラスチックについては、表面に吸着等した有害物質が食物連鎖を通じて濃縮し、最終的には人体に取り込まれる可能性があり、人の健康への影響が懸念されています。

海岸に漂着したり、海を漂流したり、海底に沈んでいるごみは海洋ごみ(海ごみ)と呼ばれ、その対策は世界的な課題とされています。

県では、「**美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律**」に基づき、民間団体、関係行政機関及び学識者で構成する**愛知県海岸漂着物対策推進協議会**を設置し、豊橋市、西尾市、蒲郡市、田原市、常滑市、知多市、南知多町及び美浜町内の20地区を重点区域とする「**愛知県海岸漂着物対策推進地域計画**」を策定しています。

また、国の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)を活用し、市町村の

海岸漂着物等の回収・処理等に対する財政支援を行っており、2024年度は、流木やプラスチックごみなど366.4トンの海岸漂着物等の回収を行いました。

さらに、海洋ごみの問題を理解してもらい、県民一人ひとりの海ごみ削減に向けた行動につなげるため、啓発動画「知ってる？あいちのうみのコト～カッパの清吉と学ぶ『海ごみ』問題～」を作成し、2019年3月からインターネット配信を開始するとともに、中学校の環境学習において動画の活用を行っています。



環境学習の様子



カモメのモンと  
カッパの清吉

このほか、小学校中学年以上を対象に海洋ごみへの関心を高めるため2016年度に環境学習プログラム「カッパの清吉と海ごみのルーツを探ろう！」を作成するなど、海洋ごみ発生抑制普及啓発資材を用意し、海洋ごみ問題の普及啓発活動の促進を図っています。

これら海洋ごみに関する情報や各種環境学習プログラムについては、海岸漂着物環境学習Webページ「あいちのうみのコト」(<https://kankyo.joho.pref.aichi.jp/kaigan/>)から入手することができます。

さらに、2020年度からは、漂着ごみの組成や存在量を把握するため、伊勢湾、三河湾及び遠州灘に面する海岸（各1地点）で調査を実施しているほか、海岸漂着物の広域的な対策として、伊勢湾及びその流域圏を構成する愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市が連携して取り組むため、2012年4月に海岸漂着物対策検討会（2024年2月に「海洋ごみ対策検討会」に名称変更）を設置し、連携して普及啓発活動などを行っており、2024年3月には「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を策定しました。



組成調査の様子

## クローズアップ

## プラスチックごみ削減について学ぶオンライン謎解きイベントを開催しました

県では、県民の皆さんにプラスチックごみ削減について楽しく学んでいただくため、コミュニケーションアプリ「LINE」上で挑戦できる謎解きイベント「謎解き未来通信！～プラごみから未来のあいちを救い出せ～」を2024年9月1日から2025年1月31日まで開催し、約2,000人の参加がありました。イベントは既に終了していますが、オンラインゲーム自体は2027年8月頃（予定）まで楽しめますので、是非挑戦してみてください。

## 1 謎解きイベントの概要

プラスチックごみなどで汚れた未来の海を救うため、未来に住む少女「ミウ」と共に謎を解き、きれいな海を取り戻す無料オンラインゲームです。（所要時間1時間程度）

## 2 参加方法

「LINE」上で参加できます。（<https://lin.ee/bd1DP3r>）

## 参加に関する注意事項

- (1) 「LINE」を利用するには、アプリのインストールが必要です。
- (2) 通信料は参加者負担となります。
- (3) 通信環境の良い場所でのご視聴をお勧めします。（Wi-Fi環境推奨）



「謎解き未来通信！～プラごみから未来のあいちを救い出せ～」のチラシ

## (7) 災害廃棄物対策の推進

本地域では、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%と予測されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況です。また、近年、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といったリスクも高まっています。大規模災害が発生すると、大量の災害廃棄物の発生により、生活環境の悪化、復旧・復興の遅れへとつながりかねない事態に陥ることが予想されるため、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行い、生活及び産業活動の早期復旧・復興を果たし、復興の要となることが求められます。実際に、2023年6月の集中豪雨では東三河地域を中心に大きな被害が発生し、被災自治体では、通常の廃棄物処理に加えて災害廃棄物処理に取り組みました。

災害発生後に早期の復旧・復興を果たすためには災害発生時の廃棄物を迅速かつ適正に処理することが必要であることから、愛知県では「愛知県災害廃棄物処理計画」を2016年10月に策定しました。

その後、昨今の集中豪雨等の状況を踏まえ、地震・津波以外の災害廃棄物対応の知見が蓄積されたことなどから、2022年1月にこの計画を改定し、国、市町村、民間事業者等との連携体制を強化し、実効性のある処理体制の構築を進めています。

また、市町村においても災害廃棄物処理計画を策定する必要があることから、2024年度には

「市町村等の職員を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会」を3回開催しました。

さらに、県、市町村・一部事務組合、環境省中部地方環境事務所及び民間事業者団体（愛知県衛生事業協同組合、（一社）愛知県産業資源循環協会、（一社）愛知県環境測定分析協会等）の参加のもと、地震時の災害廃棄物処理に係る様々な課題への対応をロールプレイング形式で実践する図上演習を2回実施しました。



図上演習の様子

一方、広域的な取組としては、大規模災害時に備え、中部9県、政令市、環境省中部地方環境事務所等で構成する**大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会**が策定した**災害廃棄物中部ブロック広域連携計画**に基づき、被災地域で発生する大量の災害廃棄物を迅速に処理するため中部圏広域で相互支援を行うこととしています。2024年1月に発生した能登半島地震では、石川県の要請を受けて愛知県及び県内市町村から被災地自治体へ職員を派遣し、支援活動を行うとともに、県内のごみ処理施設で災害廃棄物の受け入れを行いました。

## クローズアップ

## 令和6年能登半島地震等に係る災害廃棄物の処理を県内で実施しました

2024年1月1日に発生した能登半島地震及び同年9月に発生した能登半島豪雨により、倒壊した家屋等の解体・撤去に伴い大量の災害廃棄物が発生しました。その処理を円滑に進めていくために、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」※に基づき、石川県から環境省中部地方環境事務所へ、災害廃棄物（可燃ごみ）の広域処理の要請がありました。これを受け、中部地方環境事務所から本県に対し、県内のごみ焼却施設における災害廃棄物の受入れの検討要請がありました。この要請に応え、県では複数の施設において処理を実施することとしました。

処理を実施した施設は、下表のとおりで、2024年9月から2025年9月までの期間に合計で約5,858tの災害廃棄物を受け入れました。今後も大規模災害が発生し災害廃棄物の受入れに係る要請があった場合に備え、円滑に受入れが実施できるよう市町村等との連携を進めてまいります。

※ 中部ブロック（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の範囲をいう）において大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理のために県域を越えた連携が必要となった場合に備え、発災前、災害応急対応時、災害復旧・復興時、対応完了後の連携手順を定めたもの

表 県内における能登半島地震に係る災害廃棄物の受入状況

団体名	施設名（所在地）	受入量
名古屋市	猪子石工場（名古屋市）	55.24t
	富田工場（名古屋市）	7.56t
	鳴海工場（名古屋市）	15.79t
一宮市	一宮市環境センター（一宮市）	1,221.88t
安城市	安城市環境クリーンセンター（安城市）	502.56t
東部知多衛生組合	東部知多クリーンセンター（東浦町）	918.71t
西知多医療厚生組合	西知多クリーンセンター（知多市）	1,038.04t
尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合晴丘センター（尾張旭市）	799.04t
小牧岩倉衛生組合	小牧岩倉エコルセンター（小牧市）	921.42t
知多南部広域環境組合	知多南部広域環境センター（武豊町）	377.65t



搬入時の様子（画像提供：一宮市）



災害廃棄物処理支援に対する感謝状

## 4 産業廃棄物

### (1) 産業廃棄物の処理【資源循環推進課】

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。産業廃棄物の処理は事業者が自ら行うほか、廃棄物処理法に基づき知事等から産業廃棄物処理業の許可を受けた者にその処理を委託することとされています。県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように、**廃棄物処理法**に基づき、施設、申請者の能力及び経理的基礎等の面から審査を行い、現地の調査も行った上で、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

### (2) 産業廃棄物の減量化及び資源化【資源循環推進課】

産業廃棄物の減量化及び資源化を進めるため、県は、Web サイトやパンフレットの配布などで、啓発に努めています。

また、産業廃棄物の年間発生量が 1,000 トン以上（特別管理産業廃棄物の場合は 50 トン以上）の事業所を設置する事業者（多量排出事業者）に対し、廃棄物処理法で提出が義務付けられている産業廃棄物処理計画の作成に関する指導や公表を行うなど、事業者の産業廃棄物の排出抑制、分別、再生利用等の取組を促進しています。

### (3) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導・監督【資源循環推進課】

#### ア 監視体制の強化

産業廃棄物の量の増大や質の多様化の中で不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けた的確な対応が求められています。

このため、県は、各県民事務所等に不法投棄等監視特別機動班及び廃棄物監視指導業務嘱託員（警察官 OB）を配置するなど、指導・監視体制の強化を図っています。

また、産業廃棄物の適正処理の指導・監視に

当たっては、事案が各種の法令や多くの行政分野にまたがるケースが多いことから、県は**あいち産業廃棄物適正処理推進会議**を設置し、会議を構成する警察、市町村等の関係部局や排出事業者、処理業者などと連携して対策を進めています。さらに、本庁に**愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を、各県民事務所等に**地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を設置し、関係機関との連携を図りながら不適正処理の未然防止に努めています。

なお、不法投棄の防止等に当たっては、地域での情報収集が第一であることから、**地域環境保全委員制度**を活用するほか、（一社）愛知県産業資源循環協会、（一社）愛知県建設業協会、日本郵便（株）及び佐川急便（株）等に情報提供の協力をいただいている。

また、不法投棄専用ファクシミリ（052-953-7776）や電子メール（junkan@pref.aichi.lg.jp）により情報の収集に努めるとともに、休日、夜間の監視業務を民間の警備会社に委託し、不法投棄などの未然防止や早期発見を図っています。

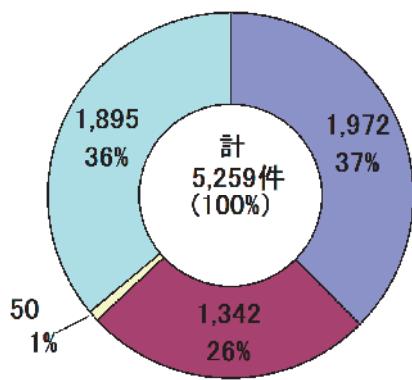
2017 年度からは、県民が無許可での廃棄物処理や不適正処理に関する通報等をしやすい環境を整備し、情報の「見える化」を図るため、廃棄物処理業者に関する許可情報を県 Web ページの地図上に掲載しています

（<https://www.pref.aichi.jp/site/kankyo/sigen-ka-gyousya.html>）。

#### イ 立入検査・指導

2024 年度、県は、処理業者や処理施設を設置する事業場への立入検査を延べ 5,259 件実施しました（図 8-2-2）。このうち、392 件の不適正な事例については改善勧告などにより適正処理に向けた指導を行いました。また、欠格要件等の取消事由に該当した処理業者に対する許可の取消しを 16 件行いました（表 8-2-5）。

図 8-2-2 産業廃棄物処理業者等への立入件数（2024 年度）



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く。  
(資料) 環境局調べ

表 8-2-5 行政指導及び行政処分件数

区分		年度	2022	2023	2024
行政指導	改善勧告	改善勧告	19	11	10
	指導票等の交付	指導票等の交付	223	351	382
	小計	小計	242	362	392
行政処分	業・施設の許可取消	業・施設の許可取消	8	11	16
	措置命令	措置命令	0	0	0
	業・施設の停止命令	業・施設の停止命令	0	0	0
	改善命令	改善命令	0	0	0
	小計	小計	8	11	16

また、6月と11月を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」と定め、中間処理業者、最終処分業者及び排出事業者に対して、一斉立入検査を行い、マニフェストの適正な使用や帳簿の適正な管理などを重点的に検査するとともに、不法投棄や野焼きなどを行っている者に対しては、適正処理するための指導を行いました。

さらに、2016年1月に発覚した食品廃棄物の不適正処理事案を受け、その再発防止対策として作成した県独自の立入検査マニュアルや、立入検査業務を支援するためのタブレット端末を活用し、立入検査の強化及び効率化を図るとともに、関係機関と連携した立入検査を実施するなど、監視体制の充実・強化を図っています。

#### ■ 産業廃棄物処理業者(2025年3月末現在)

- 【対象】
  - ・産業廃棄物収集・運搬 9,967 件
  - ・産業廃棄物処分 528 件
  - ・特別管理産業廃棄物収集・運搬 904 件
  - ・特別管理産業廃棄物処分 26 件

#### ■ 産業廃棄物処理施設(2025年3月末現在)

- 【対象】 許可施設数 591 件

#### ■ 特別管理産業廃棄物を排出するおそれのある事業場

#### ■ その他



タブレット端末を活用した立入検査の様子

#### ウ 条例・要綱に基づく施策

産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、廃棄物処理法による規制に加え、県は、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例に基づき、産業廃棄物を処理業者に委託する排出事業者に対する委託前及び委託中の処理状況の実地確認、焼却施設、最終処分場等を設置しようとする者に対する住民説明会の開催、県外から産業廃棄物を搬入しようとする者への事前の届出、建設廃棄物等を屋外で保管しようとする者への保管場所の届出等、様々な義務を課しています。

また、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、処理施設の立地、構造及び維持管理基準を遵守させるなど、排出事業者等への指導を行っています。

## エ 排出事業者責任

廃棄物を排出する事業者は、事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが廃棄物処理法及び廃棄物の適正な処理の促進に関する条例で義務付けられています。

処理を処理業者に委託する場合であっても、排出事業者は、再資源化や最終処分までの一連の処理が適正に行われるために、処理業者の選定、委託契約、実地による確認、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用等を適切に行う必要があります。

そのため、県では排出事業者が廃棄物を処理する際のポイントについてわかりやすく解説した「排出事業者向け手引き」の作成・配布等を通じて、排出事業者責任の周知に取り組んでいます。

なお、「排出事業者向け手引き」については、

Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/shokuhinhaikibutsu.pdf>) からダウンロードできます。



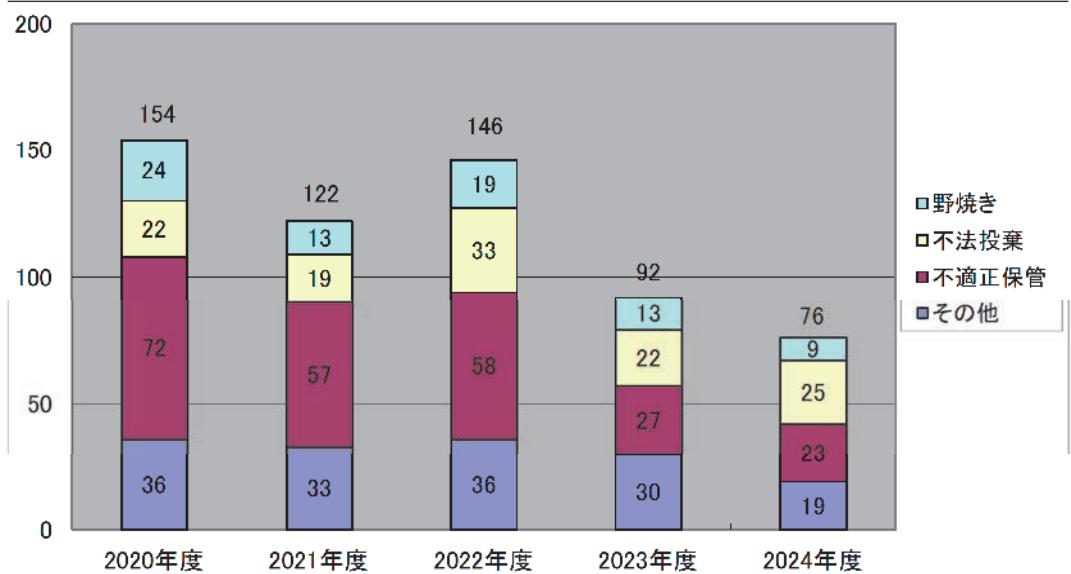
排出事業者向け手引き

## オ 産業廃棄物に係る苦情件数

2024 年度に県に寄せられた苦情件数は 76 件で、その内訳は、野焼きが 9 件、不法投棄が 25 件、不適正保管が 23 件、施設の維持管理不良等のその他が 19 件でした（図 8-2-3）。

(件)

図 8-2-3 産業廃棄物に係る苦情件数



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く(2020 年度以前)、  
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く(2021 年度以降)  
(資料) 環境局調べ

## (4) 産業廃棄物処理業者の優良化の促進【資源循環推進課】

2010 年の廃棄物処理法の改正により、「優良産廃処理業者認定制度」が新設され、2025 年 3

月末現在で 348 事業者（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く）が認定を受けています。

これは、遵法性や事業の透明性、また、財務

体質の健全性など、一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者を知事が認定する制度です。なお、優良認定を受けた業者は、許可証に優良マークが付与され、許可の有効期間が5年から7年になる等のメリットを受けることができます。

県は、本制度の普及のため、処理を委託する排出業者に対する説明会の開催や、認定業者の県Webページへの掲載を行っています。

#### (5) マニフェスト制度の推進【資源循環推進課】

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理・最終処分を処理業者に委託する場合、排出事業者が処理業者に対して伝票（マニフェスト）を交付し、委託した内容どおりに処理が適正に行われたことを確認するための制度です。

マニフェストには紙マニフェストと電子マニフェストの2種類がありますが、電子マニフェストは、オンライン上で運用できるように情報が全て電子化されており、処理の過程のデータの透明性が高く記録の改ざんが難しいことから、その普及により更なる不適正処理の防止につながることが期待されます。なお、2020年度からは、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者には、電子マニフェストの使用が義務付けられています。

県は、電子マニフェストの使用について指導を行うとともに、マニフェストの交付量が多い事業者で構成される業界団体に対して啓発を行うことで、電子マニフェストの導入促進を図っています。

2025年3月末の本県における電子マニフェストシステムの加入事業者数は22,455事業所で、これは、全国の約7%を占めています。

#### (6) 産業廃棄物税の活用【資源循環推進課、税務課】

県は、最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物に対して税を課すことにより排出事業者等が排出又は埋立処分を抑制するよう誘導するとともに、得られる税収を3Rの促進、最終処分場の

設置促進等に活用するため、**愛知県産業廃棄物税条例**を2006年4月1日から施行しています。

条例では、施行後5年を目途に検討することとなっており、2020年度には、**愛知県産業廃棄物税検討会議**において、税の導入による効果を検証し今後のあり方を検討しました。その結果、現行の税制度の存続に一定の理解が得られていること、税の目的に合致した特色ある充当事業が適切に実施されていること、産業廃棄物税が再生利用量の増加や最終処分量の減少に一定の効果をあげていることが認められました。よって今後とも、より一層産業廃棄物の排出を抑制し、再生利用量の増加や最終処分量の減少を推し進める必要があることから、現行税制度は枠組みを変えることなく、引き続き施行していくことが適当と判断しました。

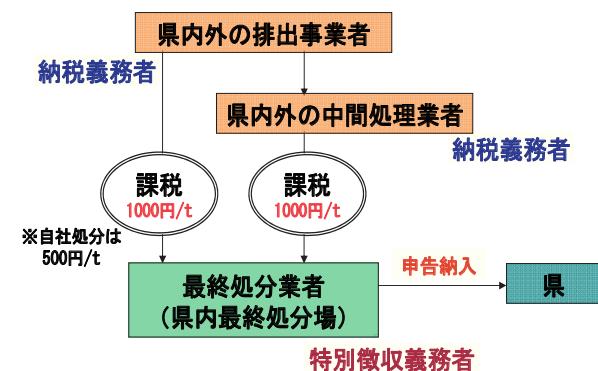
##### ア 産業廃棄物税の概要

納税義務者は、愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者です。

納税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物1トンにつき1,000円（自らの産業廃棄物を自社の最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円）です。

納税方法は、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、県へ申告納入する「特別徴収方式」です（図8-2-4）。

図8-2-4 産業廃棄物税のしくみ



##### イ 産業廃棄物税の使途

産業廃棄物に関する諸課題の解決のため、県は、税収から徴税費を控除した額を産業廃棄

物適正処理基金に積み立て、2024年度は3Rの促進、最終処分場の設置の促進、産業廃棄物の

適正処理の促進などの事業に、約6億4千万円を充てています（表8-2-6）。

表8-2-6 産業廃棄物税を活用して2024年度に実施した事業

事業（充当額）	内 容
3Rの促進（産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進） (約3億円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が取り組む先導的・効果的な循環ビジネスの事業化を促進するための補助の実施</li> <li>「あいち資源循環推進センター」における循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導の実施</li> <li>サーキュラーエコノミーへの転換を促進する「サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会」の開催</li> <li>資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」の実施</li> <li>資源循環に関する様々な情報をインターネット上で提供する「あいち資源循環ナビ（資源循環情報システム）」の運営</li> <li>企業・団体・行政など、各分野で活躍する持続可能な社会づくりの環境リーダーを育成する「あいち環境塾」の開催</li> <li>あいちサーキュラーエコノミー推進プランに掲げた6つのサーキュラーエコノミー推進モデルを具体化するプロジェクトチームの運営</li> </ul>
最終処分場の設置の促進 (約2億5千万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域最終処分場の円滑な推進を図るための連絡・調整及び検討調査</li> </ul>
産業廃棄物の適正処理の促進 (約9千万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄、不適正処理を未然防止するための監視パトロール及び立入検査の実施</li> <li>産業廃棄物処理業者の優良化を進めるための講習会の開催</li> <li>廃棄物処理法に規定する県内の政令市5市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市）が行う産業廃棄物適正処理推進事業に対する補助の実施</li> <li>再生品の環境分析検査や再生品製造事業者への立入検査</li> </ul>
合計（約6億4千万円）	—

## 5 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物【資源循環推進課】

### （1）PCB廃棄物の処理の経緯

PCBは、電気絶縁性が高く、不燃性で化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で使用されてきました。しかし、1968年にPCBが米ぬか油に混入したことにより健康被害が発生したカネミ油症事件を契機に、その生体内への残留性や皮膚障害などの慢性毒性が明らかとなり、1972年以降は製造が中止されました。

既に製造されたPCBの廃棄については、処理施設の設置に住民の理解が得られないなど処理体制の整備が停滞し、使用していた事業者が保管せざるを得ない状況が続いており、PCB廃棄物の保管が長期化することで、紛失や漏えいによる環境汚染が懸念されました。このため、2001

年6月に、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下本節において「PCB特別措置法」という。）が制定され、同年7月に施行されました。

この法律では、PCB廃棄物の2016年7月までの処理を義務付けるとともに、国が2003年4月に策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下本節において「PCB廃棄物処理基本計画」という。）に基づき、高濃度PCB廃棄物については、国が全額出資する中間貯蔵・環境安全事業（株）（以下本節において「JESCO」という。）が全国5か所（北九州市、豊田市、東京都、大阪市、北海道室蘭市）に設置する拠点的広域処理施設において処理を行うこととされました。また、2009年には、廃棄物処理法において、無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物が

追加され、当該制度により低濃度 PCB 廃棄物の処理が開始されました。

その後、当初予定していた時期までの PCB 廃棄物の処理完了が困難となったことから、2012 年 12 月に PCB 特別措置法施行令が改正され、PCB 廃棄物の処理期限が 2027 年 3 月に改められています。

## (2) PCB 廃棄物の処理状況

PCB 廃棄物を保管している事業者（以下本節において「保管事業者」という。）は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物の保管基準に従い、PCB 廃棄物を処分するまでの間、適正に保管しなければなりません。また、保管事業者及び PCB 使用製品を所有している事業者（以下本節において「所有事業者」という。）は、毎年度、保管及び処分の状況を届出する必要があります。2024 年度は、県内の 907 事業所から届出がありました。

PCB 廃棄物の処理は、東海地区では、JESCO 豊田 PCB 処理事業所において 2005 年 9 月から 2024 年 3 月末まで実施され、高濃度 PCB 廃棄物のうち、大型変圧器・コンデンサー等が処理されました（表 8-2-7）。また、安定器及び汚染物等は、2015 年 8 月から 2024 年 3 月末まで JESCO 北九州 PCB 処理事業所で処分が行われました。これにより、本県で発生した高濃度 PCB 廃棄物は、2024 年 3 月末までに、豊田 PCB 処理事業所において変圧器 833 台及びコンデンサー 32,563 台が、北九州 PCB 処理事業所において安定器等 1,275,004kg が処理されました。

表 8-2-7 中間貯蔵・環境安全事業（株）豊田 PCB 処理事業所の概要

項目	内 容
所在地	豊田市細谷町三丁目 1 番地 1
処理対象	大型変圧器・コンデンサー等
処理方式	脱塩素化分解法
処理能力	1.6 トン／日（PCB 分解量）
処理期間	2005 年 9 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

（資料）中間貯蔵・環境安全事業（株）資料から環境局作成

JESCO の PCB 処理事業所は、それぞれ立地自治体との約束を踏まえて設定された計画的処理完了期限（保管事業者が JESCO に処分委託を行う期限）が定められています。豊田 PCB 処理事業所は 2023 年 3 月、北九州 PCB 処理事業所は 2022 年 3 月となっています。しかし、掘り起こし調査の結果、新たに高濃度 PCB 廃棄物等の存在が判明したことや、全国的な処理の進捗状況等を踏まえ、国は、立地自治体との調整を経て、2022 年 5 月に PCB 廃棄物処理基本計画を変更し、豊田 PCB 処理事業所及び北九州 PCB 処理事業所については、2023 年度末まで処理を継続しました。以降の高濃度 PCB 廃棄物の処理については、北海道 PCB 処理事業所にて西日本の高濃度 PCB 廃棄物を処理するよう国が要請し、立地自治体（室蘭市）が受諾したことから、2026 年 3 月末まで北海道 PCB 処理事業所にて処理が進められています。

こうした状況を踏まえ、県では、高濃度 PCB 廃棄物の処分を行っていない保管事業者等に対し、確実かつ速やかに JESCO に処分委託するよう指導を行っています。

なお、PCB 廃棄物の処理費用は通常の廃棄物処理に比べ相当高額となることから、国、都道府県及び産業界からの出えんで造成された PCB 廃棄物処理基金及び国庫補助により、高濃度 PCB 廃棄物の処理費用の一部が助成されています。



（写真提供：中間貯蔵・環境安全事業（株））

### (3) PCB 廃棄物処理計画の推進

県は、PCB 特別措置法及び国の「PCB 廃棄物処理基本計画」に基づき、2004 年 12 月に「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(以下本節において「PCB 処理計画」という。) を策定し(2023 年 3 月改訂)、県内における PCB 廃棄物について適正な保管及び処理の計画的な推進を図っています。この計画では、基本の方針として次の 3 つを定めています。

- ① 今後処理が見込まれる全ての PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の把握に努め、早期に安全かつ適正な処理を進めること
- ② 県及び名古屋市等 (PCB 特別措置法の政令市)、国、保管事業者、所有事業者、PCB 廃棄物処理施設を設置する者、収集運搬業者等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的に処理の推進を図ること
- ③ 早期処理のため、周知・啓発の実施や保管状況等の把握など、計画の進行管理を実施していくこと

この計画に基づき、県は、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図るため、保管事業者、所有事業者、収集運搬事業者、処分業者に対して次のとおり監視、指導を徹底しています。

#### 【保管事業者及び所有事業者】

紛失及び不適正処理の未然防止に向けて立入検査を行うとともに、期限内における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進しています。また、工場の解体時などに PCB 廃棄物が他の廃棄物と混在し、誤って処分されないよう、建設リサイクル法の届出時や、講習会等の機会を通して PCB 廃棄物の事前点検、適正保管の周知啓発に努めています。

#### 【収集運搬業者】

収集運搬業者には「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」等の遵守を徹底するとともに、GPS を利用した車両運行管理システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導しています。

#### 【処分業者】

受入基準及び受入計画の策定を指導しています。

## 6 リサイクル・未利用資源の利活用

### (1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、「愛知県分別収集促進計画(第 10 期)」(表 8-2-8)に基づき、県内市町村の分別収集状況の把握や市町村に対する情報提供及び技術的支援等を行うとともに、県民には、詰め替え可能な商品の購入(グリーン購入)や市町村が行う分別収集への協力を、事業者には、リサイクルが容易な製品作りや簡易包装等を呼びかけることにより、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集の促進を図っています。

表 8-2-8 愛知県分別収集促進計画（第10期）

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
		収集 見込量 (t)	市 町 村 数								
ガラス びん	無色	16,706	54	16,628	54	16,561	54	16,504	54	16,449	54
	茶色	11,653	54	11,608	54	11,572	54	11,530	54	11,499	54
	その他	8,156	54	8,152	54	8,144	54	8,145	54	8,146	54
その他の 紙製容器包装		9,948	43	10,407	43	10,871	43	11,333	43	11,790	43
ペットボトル		18,431	54	18,436	54	18,465	54	18,472	54	18,494	54
その他のプラス チック製容器包 装		58,269	53	58,680	53	59,189	53	59,646	53	60,117	53
スチール缶		6,761	54	6,698	54	6,633	54	6,574	54	6,517	54
アルミ缶		4,820	54	4,812	54	4,792	54	4,784	54	4,776	54
段ボール		26,590	54	26,487	54	26,412	54	26,329	54	26,270	54
紙パック		1,115	54	1,112	54	1,120	54	1,117	54	1,123	54
計		162,566	—	163,155	—	163,815	—	164,472	—	165,218	—

### （2）家電リサイクル法【資源循環推進課】

不法投棄された廃家電は市町村が回収しリサイクルを行っていますが、その負担は大きなものとなっています。そこで、県は、市町村と連携・協力して不法投棄防止の広報活動とそのパトロール等を行っています。

### （3）食品リサイクル法【食育消費流通課】

県は、食べ物の無駄はもとより、調理するときのエネルギーや、野菜くずなどによる自然環境への影響にも意識を払い、環境に優しい食生活を実践するため、食育のWebページである「食育ネットあいち」で、「無駄な買い物をしない」、「食材を最後まで使い切る」などの家庭でできる食品ロス削減術などを紹介しています。

### （4）建設リサイクル法など【建築指導課、建設企画課】

県は、建設リサイクル法に基づく建築物等の分別解体計画の届出等の審査業務のほか、建設

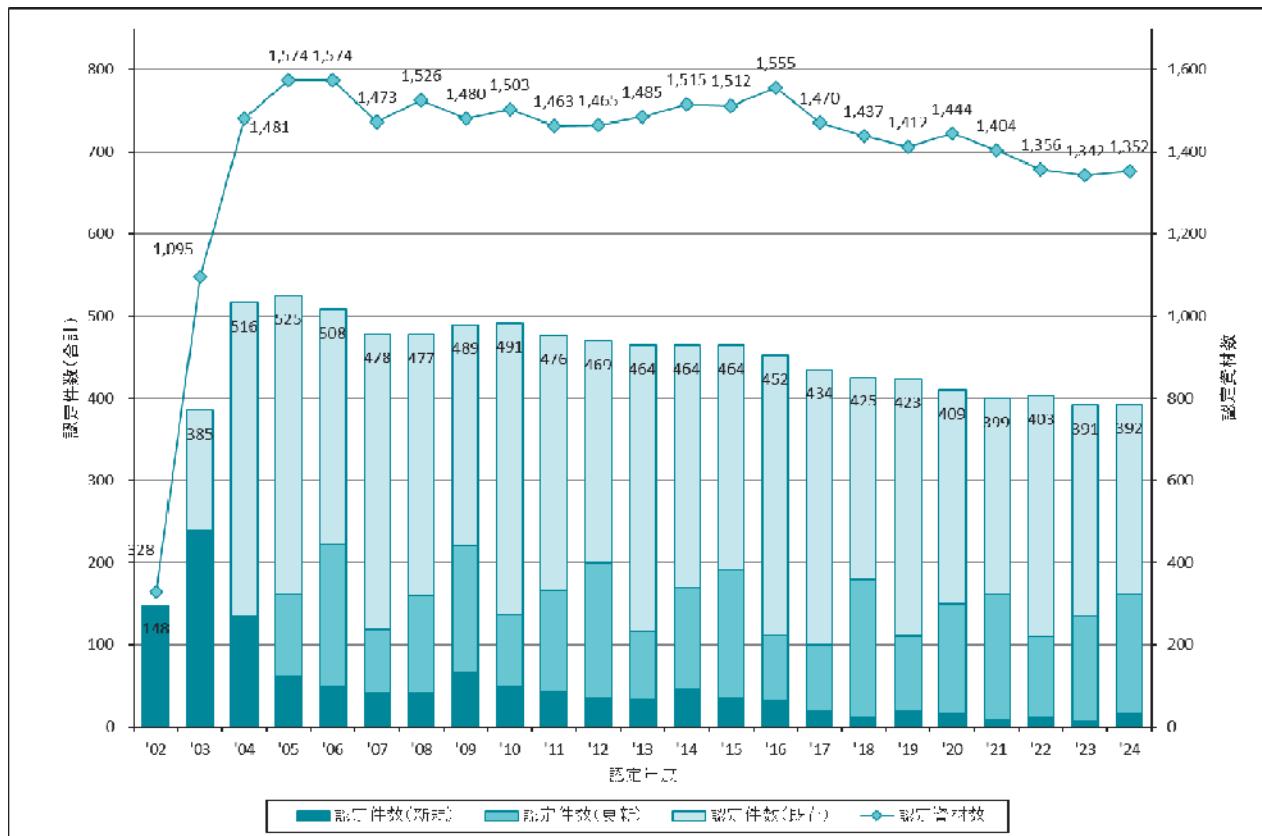
副産物の適正な処理を啓発するため、県内一斉パトロールを始め日常的にパトロールを行っています。

また、県の公共工事で率先してリサイクル資材を利用することによりその普及を促進するため、県は、評価基準に適合する建設資材の認定、公表を行う「あいくる（愛知県リサイクル資材評価制度）」を設けています。

2025年3月末現在で30品目に関して評価基準を設けており、認定件数は21品目 392件 1,352資材です（図8-2-5）。

2024年度の県発注工事において使用された主なあいくる材は、アスファルト混合物、路盤材、プレキャストコンクリート製品等であり、合計約25万8千トンの再生資源が原料として使われました。このように、廃棄物を再利用することにより、最終処分量が減少し、最終処分場の延命化に寄与しています。

図 8-2-5 愛知県リサイクル資材評価制度による認定件数と認定資材数の推移



(資料) 建設局調べ

### (5) 自動車リサイクル法【資源循環推進課】

県は、自動車リサイクル法に基づき、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者などの関連事業者に対し、使用済自動車のリサイクル、適正処理の指導を行っています。

また、2019年10月に愛知県警と自動車解体業に関する情報を相互に共有する覚書を締結し、自動車の解体における適切な環境保全措置を促すため、合同で立入検査を実施しています。

### (6) 小型家電リサイクル法【資源循環推進課】

県は、小型家電の回収を促進するため、市町村へそれぞれの実情に合った効率的な回収方法などの情報提供に努めるとともに、県民に対し小型家電リサイクル法の制度の周知を図っています。

また、環境省では、(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、2017年4月から2019年3月まで実施した、小型家電由来の貴金属を用いて東京2020オリンピック・パラリンピックの競技大会の入賞メダルを作成する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を推進しました。本県は、県内全市町村とともに本プロジェクトに協力し、小型家電の回収率の向上を図りました。環境省では、その後も引き続き、「アフターメダルプロジェクト」として、小型家電の回収率向上に向けた取組が行われています。

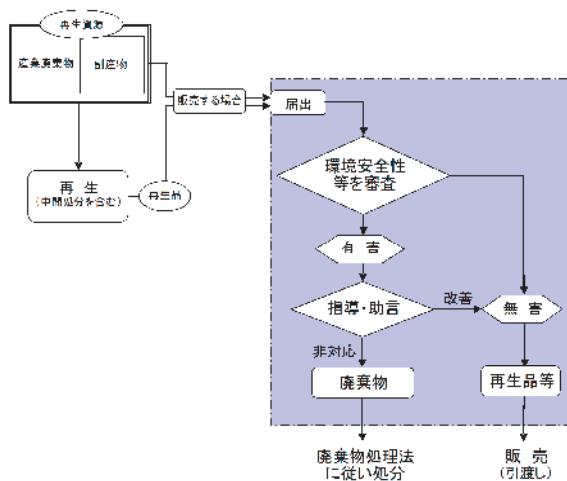
## (7) 再生資源活用審査制度【資源循環推進課】

県は、2008年4月に策定した「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物や製造過程で生じる副産物から製造された再生品等が市場に流通する前に、その環境安全性を審査する「再生資源活用審査制度」を運用し、産業廃棄物が不適正処理されることの防止を図っています。

この制度では、事業者が産業廃棄物等を再生し得られた製品を販売しようとする場合には、事前に県へ届出することとしており、県は、書面審査や事業所の現地調査、再生品等の分析検査を行っています(図8-2-6)。

この制度により、2025年3月までに739件の届出が行われ、県は、その環境安全性を確認しています。

図8-2-6 再生資源活用審査制度の仕組み



## (8) リサイクル関連情報提供事業【産業振興課】

県は、リサイクルの円滑な推進のため、リサイクル関連法を紹介するパンフレットを作成し、県内の事業者、業界団体及び市町村等へ配布しています。

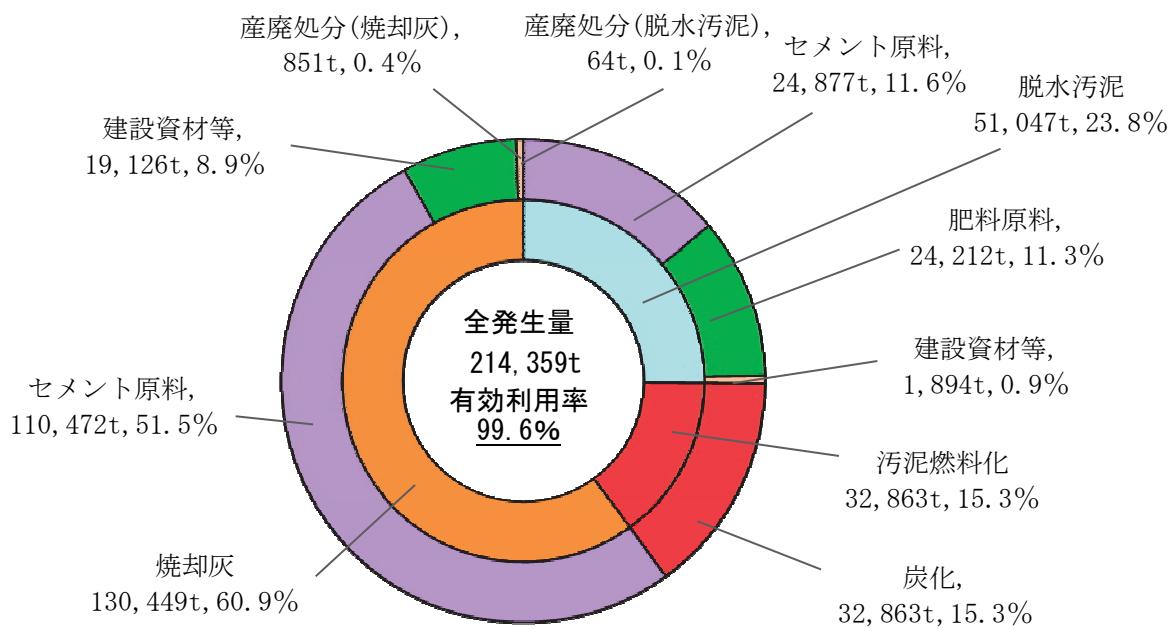
## (9) 下水汚泥の利活用【上下水道課】

県内流域下水道の各浄化センターからの下水汚泥の総発生量は、2024年度で約21万トンでした。下水汚泥はセメント・肥料原料などに利用しており、その有効利用率は99.6%に達しています(図8-2-7)。さらに、社会的・経済的な変動による影響を最小限に抑え、今後も長期的かつ安定的な利用を確保するために、新たな利用方法を見つけるなど多方面での利用拡大を図っています。

県ではその一つとして、2012年度から衣浦東部浄化センターにおいて、下水汚泥から炭化燃料を製造し、隣接する碧南火力発電所で石炭代替燃料として利用する取組を行っており、2024年度は年間2,405トンの炭化燃料を製造し発電に利用しました。

また、2016年度から豊川浄化センターと矢作川浄化センターにおいて、下水汚泥の処理工程で発生するバイオガスをエネルギーとして利用する取組を行っています。2024年度は豊川浄化センターにおいてバイオガス発電により約367万kWhを中部電力ミライズ(株)に売電しました(図8-2-8)。一方、矢作川浄化センターでは、汚泥焼却炉の補助燃料として約111万Nm<sup>3</sup>のバイオガスを利用しました。

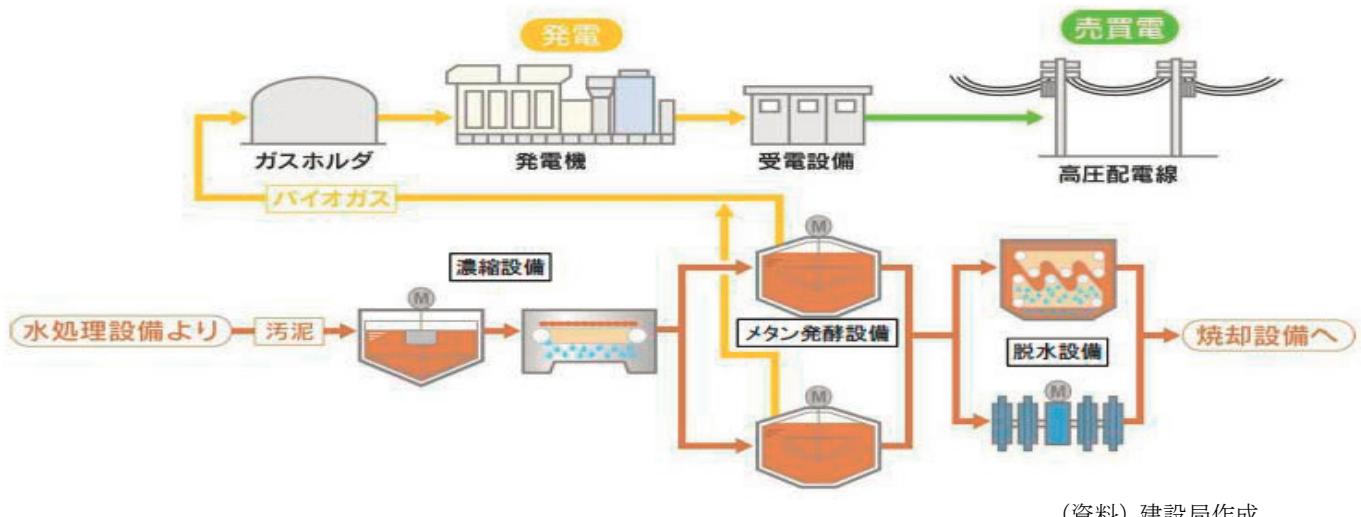
図 8-2-7 愛知県流域下水道汚泥の利用状況（2024 年度）



※汚泥量は脱水ケーキ換算

※利用用途別割合の合計については、端数処理の関係で四捨五入により 100% とならない場合がある。

図 8-2-8 バイオガス発電のフロー（豊川浄化センター）



## 7 公共関与による最終処分場の確保【資源循環推進課】

廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理は事業者責任で行うべきものとされていますが、民間事業者による新たな最終処分場の確保は近年極めて困難な状況にあります。

こうした状況への対応として、県は、事業者

処理責任の原則を堅持しつつ、必要な場合は第三セクター方式により、公共関与の最終処分場の確保を推進しています。

公共が関与している最終処分場としては、現在、(公財) 愛知臨海環境整備センター(アセック)〔武豊町〕と、(公財) 豊田加茂環境整備公社〔豊田市〕の2施設があります(表8-2-9)。

表8-2-9 現在の愛知県内の公共関与処分場

名 称	(公財) 愛知臨海環境整備センター(アセック)	(公財) 豊田加茂環境整備公社
組織		
設立年月日	1988年8月1日	1989年1月31日
基本財産	219,250千円 公共 110,000千円(6自治体) (うち 県60,000千円) 民間 109,250千円(48社)	100,000千円 公共 55,000千円(2自治体) 民間 45,000千円(90団体)
廃棄物受入計画		
受入期間	2010年7月～	1992年4月～
受入廃棄物	産業廃棄物:燃え殻始め10品目 一般廃棄物:焼却残渣 建設発生土	産業廃棄物:燃え殻始め12品目 一般廃棄物:焼却灰(1997年4月から)
受入地域	県内全域	産業廃棄物:豊田市及びみよし市等 一般廃棄物:豊田市及びみよし市
施設概要		
設置場所	武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先	豊田市御船町山ノ神56番地8
面 積 量	47.2ha 538万m <sup>3</sup>	9.5ha 219万m <sup>3</sup>



(公財) 愛知臨海環境整備センター  
(2025年3月撮影)